

長与町

老人福祉計画・第8期介護保険事業計画

計画期間 令和3～5年度

概要版

1 計画の背景と目的

本町では平成30年3月に「長与町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』の実現に向けた取組を推進してきました。

今回策定する第8期計画では、いわゆる“団塊の世代”のすべてが75歳以上となる令和7年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、“団塊ジュニア世代”が65歳以上となる令和22年を念頭に高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。

さらに、地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係をこえて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）を視野に入れた取組も重要となっています。

これらを踏まえ、社会状況の変化を踏まえつつ、目指す将来像や理念・目標の実現のため、高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを趣旨として、計画を策定します。

2 基本理念

本計画では長与町第10次総合計画との整合性を保ちつつ、第7期計画の基本理念を踏襲し、

「ふれあいにあふれ、いきいきと健やかに暮らせるまち ながよ」

を基本理念に掲げ、地域住民がいつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 基本目標

基本理念を踏まえた3つの基本目標を設定し、それぞれの施策の方向を定めています。

4 施策の展開

基本目標	施策の方向
基本目標 1 長与町の特性にあわせた地域包括ケアシステムの深化・推進	1-1 健康づくりの支援 ○特定健診・健康診査の実施 ○保健指導の実施 ○重症化予防事業の充実 ○がん検診の推進 ○歯周疾患健診の推進 ○健康づくりボランティア活動の支援 ○こころの健康教育・相談・訪問 ○働く世代からの健康づくり、介護予防の推進 ○健康ポイント事業の推進 ○高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施 <hr/> 1-2 介護予防の推進 (1) 介護予防・生活支援サービス事業 ○訪問型サービス ○通所型サービス ○生活支援サービスの充実に向けた体制づくり (2) 一般介護予防事業 ○お元気クラブ（介護予防普及啓発事業） ○めだか85（介護予防普及啓発事業） ○脳トレ教室（介護予防普及啓発事業） ○いきいきサロン（地域住民グループ支援事業） ○その他の事業 (3) 包括的支援事業 ○介護予防ケアマネジメント事業 ○総合相談支援事業 ○権利擁護事業 ○包括的・継続的ケアマネジメント事業 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○生活支援体制整備事業 ○認知症総合支援事業 ○地域ケア会議推進事業 (4) 任意事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業 <hr/> 1-3 地域ケアネットワークの整備 ○地域ケア会議（関係機関とのネットワーク） ○地域包括支援センターの機能充実 ○地域福祉活動の推進 ○ボランティア活動の促進
基本目標 2 世代をこえた支え合いと一人ひとりの安心・生きがいづくりの推進	2-1 社会参加の支援 ○老人クラブの活動支援 ○いきいきサロンの推進 ○ボランティア活動の支援 ○世代間交流の推進 ○生涯学習・生涯スポーツの推進 ○就労機会の充実 ○老人福祉センターの充実 <hr/> 2-2 地域生活の支援 ○高齢者等の見守りネットワーク ○緊急通報装置設置事業 ○要支援者支援体制の推進 ○地域の防犯体制の整備 ○高齢者虐待防止事業 ○高齢者等ごみ出し等支援事業 ○買物支援 ○生活支援ハウス ○養護老人ホーム ○生活支援体制整備事業 <hr/> 2-3 安心・安全な生活環境づくりと相談体制の充実 (1) 総合相談 ○地域包括支援センターによる総合相談 (2) 権利擁護、虐待防止 ○日常生活自立支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○高齢者虐待防止事業 ○権利擁護事業 (3) 災害対策、交通安全 ○公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ○要支援者支援体制の推進 ○自主防災活動の促進 ○施設等の防災対策 ○地域の防犯体制の整備 ○交通安全対策 ○感染症対策の推進
基本目標 3 適切な介護保険サービスの提供と質の向上	3-1 居宅サービスの見込量 (1) 予防給付 (2) 介護給付 <hr/> 3-2 施設サービスの見込量 <hr/> 3-3 地域密着型サービスの整備計画 <hr/> 3-4 相談・情報提供の充実 ○情報提供 ○視覚障害・聴覚障害のある人への配慮 ○サービス利用相談 <hr/> 3-5 サービスの質の向上に向けた取組 ○地域密着型サービスの整備 ○相談、苦情処理の体制づくり ○介護サービスの安全性の向上 ○介護人材の確保に向けた取組 ○業務効率化の推進 <hr/> 3-6 介護保険給付適正化の推進 ○ケアプラン点検の実施 ○縦覧点検・医療情報との突合 ○サービス利用者への介護給付費通知による啓発 ○住宅改修等の点検 ○要介護認定の適正化

5 介護サービス給付費の見込み

◎居宅サービス

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考) 令和7年度
予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	4,897	4,899	5,261	5,622
	介護予防訪問リハビリテーション	1,117	1,117	1,117	1,401
	介護予防居宅療養管理指導	883	883	986	986
	介護予防通所リハビリテーション	57,342	59,388	61,402	65,156
	介護予防短期入所生活介護	1,990	1,991	1,991	2,548
	介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（介護治療院）	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	8,849	9,151	9,453	10,012
	特定介護予防福祉用具購入	2,238	2,238	2,596	2,864
	介護予防住宅改修	4,508	4,508	4,508	6,011
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,575	1,575	1,575	2,101
	介護予防支援	12,930	13,364	13,845	14,647
介護給付	訪問介護	139,368	145,513	152,978	156,747
	訪問入浴介護	4,401	4,404	5,207	5,207
	訪問看護	58,464	61,736	64,450	65,890
	訪問リハビリテーション	5,563	5,919	6,381	6,381
	居宅療養管理指導	17,434	18,272	19,085	19,587
	通所介護	402,001	418,693	437,599	453,966
	通所リハビリテーション	218,909	228,920	237,329	246,013
	短期入所生活介護	180,728	188,455	198,674	201,059
	短期入所療養介護（老健）	1,989	1,990	1,990	1,990
	短期入所療養介護（病院等）	3,964	3,967	3,967	3,967
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
	福祉用具貸与	73,776	77,364	81,168	83,074
	特定福祉用具購入	3,263	3,263	3,263	3,560
	住宅改修	7,294	7,294	7,294	8,923
	特定施設入居者生活介護	29,406	31,125	31,125	33,477
居宅介護支援	137,664	143,420	149,901	155,434	

◎地域密着型サービス

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考) 令和7年度
予防給付	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	14,298	14,306	15,316	15,849
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護給付	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,937	1,938	1,938	1,938
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	83,400	85,634	90,432	93,282
	認知症対応型通所介護	5,612	5,615	5,615	5,615
	小規模多機能型居宅介護	56,189	59,857	66,313	67,813
	認知症対応型共同生活介護	297,480	297,645	297,645	345,805
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	102,427	102,484	102,484	126,926
	看護小規模多機能型居宅介護	58,383	58,415	66,021	66,021

◎施設サービス

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考) 令和7年度
介護老人福祉施設	288,470	288,630	288,630	342,312
介護老人保健施設	247,342	247,480	247,480	295,637
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	—

6 介護保険事業費の見込みと介護保険料

第1号被保険者の保険料は、サービス給付費総額をもとに、第1号被保険者負担割合や調整交付金相当額等を踏まえ保険料収納必要額を計算した上で、予定保険料収納率や所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて、保険料基準月額を算出しました。その結果、第8期計画期間（介護保険事業期間）の第1号被保険者介護保険料基準月額は、5,300円となります。

また、負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階別被保険者の割合を踏まえ、保険料率を以下のように設定します。

■サービス給付費総額

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
サービス給付費総額	2,839,819,470	2,909,206,027	3,003,174,237	8,752,199,734
標準給付費見込額	2,623,242,470	2,685,456,398	2,772,188,953	8,080,887,821
地域支援事業費	216,577,000	223,749,629	230,985,284	671,311,913

■所得段階区分及び保険料

【基準額(月額)】

5,300円

所得段階	住民税課税状況	所得段階の内容	保険料率 (第8期)	参考 (国が示す 標準保険料率)	保険料 年額				
第1段階	本人が非課税	世帯非課税 生活保護、老齢福祉年金受給、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	×0.50 ×0.30(※1)	×0.50 ×0.30(※1)	31,800円 19,100円(※2)				
第2段階						合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	×0.65 ×0.50(※1)	×0.75 ×0.50(※1)	41,300円 31,800円(※2)
第3段階						合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	×0.75 ×0.70(※1)	×0.75 ×0.70(※1)	47,700円 44,600円(※2)
第4段階	本人が非課税	世帯課税 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	×0.90	×0.90	57,200円				
第5段階						合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	標準額	標準額	63,600円
第6段階	本人が課税	合計所得金額が120万円未満	×1.15	×1.20	73,100円				
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	×1.30	×1.30	82,700円				
第8段階		合計所得金額が210万円以上300万円未満	×1.50	×1.50	95,400円				
第9段階		合計所得金額が320万円以上	×1.70	×1.70	108,100円				

※1及び※2：低所得者軽減対策に伴う保険料率軽減及び保険料年額

長与町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画（概要版）

■発行／長与町 〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1 電話 095-883-1111（代表）